

5月は自転車月間です

【ヘルメット着用努力義務】

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から自転車利用者全員のヘルメット着用が努力義務となっています。

自転車事故で亡くなった方で、ヘルメットを着用していない人は、着用している人の2.1倍も致死率が高くなっています。(致死率・・・死傷者数に占める死者数の割合。警察庁HPより)

ヘルメットを着用することは命を守ることにつながります。自転車に乗るときは必ず子どもも大人もヘルメットを被りましょう。

指が縦に1,2本入る長さが正しい顎ひもの長さです
(JAFのHPより)



おうちのひとのための 交通安全新聞

5月

春の交通安全県民運動

令和5年5月11日(木)～20日(土)

家族みんなで

交通安全意識を高めよう

5月20日は交通事故死ゼロを目指す日です!

横断歩道&歩行者 deSTOP!

横断歩道での「歩行者優先」は
マナーではなく、ルールです。



5月は子どもの事故に注意

新1年生が学校に慣れてくる5月・6月は、
重傷事故が増える傾向にあります。

ドライバーはスピードを落とし、巻き込み確認や
車の死角に注意して子どもたちが安心できる
運転を心掛けましょう。

